

## 第 7 7 号 議案

足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例（昭和 5 8 年足立区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 自転車の利用者は、その利用する自転車の盗難を防止するため、施錠その他の適切な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

自転車の利用者に、盗難を防止するための措置を講ずる義務を課す必要があるので、この条例案を提出いたします。